

**復興推進会議（第15回）**  
**原子力災害対策本部会議（第39回）**  
**合同会合 議事録**

1 日 時：平成28年3月10日 17：28～17：45

2 場 所：官邸2階 小ホール

3 出席者：

【議長】安倍晋三内閣総理大臣

【副議長】高木毅復興大臣<進行>

【議員】麻生太郎副総理、土屋正忠総務副大臣（高市早苗総務大臣代理）、岩城光英法務大臣、岸田文雄外務大臣、馳浩文部科学大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、森山裕農林水産大臣、林幹雄経済産業大臣、石井啓一国土交通大臣、丸川珠代環境大臣、若宮健嗣防衛副大臣（中谷元防衛大臣代理）、菅義偉内閣官房長官、河野太郎国務大臣、島尻安伊子国務大臣、石原伸晃国務大臣、加藤勝信国務大臣、石破茂国務大臣、遠藤利明国務大臣、萩生田光一内閣官房副長官、世耕弘成内閣官房副長官、杉田和博内閣官房副長官、横畠裕久内閣法制局長官、長島忠美復興副大臣、若松謙維復興副大臣、山本順三復興副大臣、高木陽介経済産業副大臣、井上信治環境副大臣、高木宏壽復興大臣政務官、星野剛士復興大臣政務官、豊田真由子復興大臣政務官、田中俊一原子力規制委員会委員長、西村泰彦内閣危機管理監

4 配布資料

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 資料1   | 復興5年間の現状と課題                        |
| 資料2   | 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の進捗         |
| 資料3-1 | 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針案について |
| 資料3-2 | 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針案     |
| 参考資料1 | 復興推進会議構成員                          |
| 参考資料2 | 原子力災害対策本部構成員                       |
| 参考資料3 | 復興推進会議（第14回）議事録                    |

5 議 事

- (1) 復興5年間の現状と課題について
- (2) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の進捗について
- (3) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針案について

○高木復興大臣 ただ今から、復興推進会議と原子力災害対策本部会議の合同会合を開催いたします。

東日本大震災の発生から明日で5年となります。4月には、10年間の復興期間の折り返しを迎え、後期5か年の「復興・創生期間」に入ります。皆様の御協力で改めて感謝申し上げます。

本日は、3つの議題がございます。第1に復興5年間の現状と課題について、第2に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の進捗について、第3に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針案についてでございます。

では、議事1に入ります。復興5年間の現状と課題について私から説明いたします。お手元の資料1を御覧ください。

表紙をおめくりいただき1ページ目上段の枠内を御覧ください。平成23年度から27年度の「集中復興期間」の取り組みにより、インフラ復旧は概ね終了し、住宅の再建が最盛期を迎えています。その一方で、避難の長期化などに伴う被災者の心身のケアや産業の再生が重要となっています。福島においては、順次避難指示の解除が始まっており、引き続き住民の帰還に向けた環境整備を進める必要があります。

その下の「1. 被災者支援」を御覧ください。避難生活の長期化に伴い心身の健康維持が課題となっています。介護サポート拠点や相談員による見守りなどにより、心身のケアや孤立防止に取り組んでまいります。

その下「2. 住宅の再建」を御覧ください。住宅の再建はピークを迎えています。平成29年3月末までに高台移転は計画の70%、1万4千戸で工事が完了し、災害公営住宅は85%、2万5千戸が完成する見込みです。なお、住まいの確保に関する事業は平成30年度までに66市町村の全てで概ね完了する見込みです。

その下「3. 産業の再生」を御覧ください。生産設備はほぼ復旧する一方で、売り上げの回復には業種別にばらつきがあります。今後、水産加工業や観光振興を重点的に支援してまいります。

その下「4. 福島の復興」を御覧ください。遅くとも平成29年3月までに避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示を解除できるように、環境整備に取り組んでまいります。そのため、商店の再開や事業再開の支援などを行ってまいります。

次のページ以降は、今、御説明した内容の詳細ですので、省略させていただきます。

報告は以上でございます。

議事2に入ります。「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の進捗について、経済産業大臣から御報告いただきます。お願いいたします。

○林経済産業大臣 それでは、議事2の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の進捗について御報告いたします。

お手元の資料2の1ページ目を御覧ください。これまでの田村市、川内村に続き、昨年9月には檜葉町で避難指示を解除しました。避難指示の解除後も働く場の確保など、復興

に向けた取り組みを加速してまいります。南相馬市、川俣町、葛尾村と川内村の残された避難指示解除準備区域においては、準備宿泊を実施中であり、富岡町、飯舘村では春のお彼岸に特例宿泊を実施いたします。浪江町においても、除染やインフラ復旧を加速してまいります。

今後、できるだけ早期に避難指示を解除できるよう、環境整備に努めてまいります。

大熊町、双葉町などの帰還困難区域の今後の取り扱いについては、放射線量の見通し、住民の方々の帰還の意向、産業ビジョンや復興の絵姿などを踏まえ、地元とともに検討を深めてまいります。

2 ページ目を御覧ください。廃炉・汚染水対策については、海側遮水壁の閉合や凍土壁の方針決定など、汚染水対策を中心に着実に進展しました。防護服の着用が不要なエリアが敷地の約9割となるなど、労働環境の大幅に改善しています。引き続き、安全かつ着実に対策を進めてまいります。

また、廃炉・汚染水対策の進展などを国内外に広く発信するため、第1回福島第一廃炉国際フォーラムを開催するなど、情報発信も強化してまいります。

以上です。

○高木復興大臣 それでは、引き続き議事3に入ります。「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針案について私から説明いたします。

お手元の資料3-1の1ページ目を御覧ください。これは4月から始まる後期5か年の「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項を明らかにするものであります。

中段の「1. 基本的な考え方」を御覧ください。地震・津波被災地域では10年間の復興期間の総仕上げに向けた新たなステージを迎えつつあり、多様なニーズに切れ目なくきめ細やかに対応することとしています。福島においては、平成29年3月には避難指示解除が進み、本格的な復興のステージに移行してまいります。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して国が前面に立って取り組むこととしています。

また、人口減少等の課題先進地である被災地において、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような「新しい東北」の姿を創造してまいります。

次に「2. 各分野における今後の取組」を御覧ください。こうした基本的な考え方に基づき、「復興・創生期間」において左の欄にあるように、被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、「新しい東北」の創造の5つの柱に基づき、それぞれ必要な施策に取り組むこととしています。

次に「3. 復興の姿と震災の記憶と教訓及び4. フォローアップ等」を御覧ください。東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップなどの機会を活用した復興の姿の国内外への発信、正確でわかりやすい情報発信による風評被害の払拭、震災の記憶と教訓の後世への継承を行ってまいります。

また、3年後に必要な見直しを行うこととしております。

資料3-2としてお配りしたものが本文の案であります。御説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。本案に御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高木復興大臣 では、資料3-2を本会議の決定といたします。ありがとうございます。本案につきましては、明日の閣議に諮ることといたします。

次に、各大臣から御発言をお願いいたします。順番に指名させていただきますので、時間の制約もございますので、簡潔をお願いいたします。

まず、石井国土交通大臣からお願いいたします。

○石井国土交通大臣 総理から御指示をいただいております件について御報告申し上げます。

まず、常磐道について渋滞状況を確認した上で有識者の意見も聞きながら検討を重ねてまいりましたが、いわき中央インターチェンジから広野インターチェンジの間27キロメートル、山元インターチェンジから岩沼インターチェンジの間14キロメートルの4車線化に着手し、「復興・創生期間」内の概ね5年での完成を目指すこととし、直ちに事業に着手します。

また、開通時期が明らかとなっていないJR常磐線の浪江―富岡間について、2019年度末までの開通を目指すこととし、これによりJR常磐線を全線開通させることといたします。

国土交通省といたしましては、今、申し上げた基幹インフラの復旧・復興や住宅再建・まちづくりの着実な推進、観光復興の加速化に引き続き努めてまいります。

○高木復興大臣 続いて、丸川環境大臣。

○丸川環境大臣 この5年間、災害廃棄物の処理に始まり、除染、中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理など被災地の復興に全力を尽くしてまいりました。また、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、地域と一体となって原子力防災対策の充実・強化に努めてまいりました。

「復興・創生期間」においても誠心誠意取り組んでまいります。

○高木復興大臣 次に、田中原子力規制委員会委員長、お願いいたします。

○田中原子力規制委員会委員長 福島第一原発は次第にリスクが低減し、事態対処型の状態から計画的対処の状態に移行したと認識しています。しかしながら、タンク内の大量の処理された水の扱いやサイト内に蓄積されている固体廃棄物の安全な保管状態への移行が次の課題となります。今後も東京電力の取り組みをしっかりと監視してまいります。

以上です。

○高木復興大臣 次に、森山農林水産大臣、お願いいたします。

○森山農林水産大臣 農林水産省では、この5年間被災地の復旧・復興に全力で取り組み、ほぼ全ての漁港が回復し、来年には8割の農地が作付可能となる予定であり、インフラの復旧は一定の見通しがついたと思います。

一方、福島では風評被害対策や営農再開支援策に加え、林業再生対策を引き続き講じる必要があります。

復興期間の総仕上げに向けて、被災地の自立、発展につながるよう、復興・創生にしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○高木復興大臣 次に、塩崎厚生労働大臣、お願いいたします。

○塩崎厚生労働大臣 厚生労働省としても基本方針を踏まえ、引き続き避難生活が長期化している被災者に対する心のケア、見守り活動や特に福島県沿岸部を中心とした医療・介護提供体制の整備などに被災地の声を伺いつつ、取り組んでまいります。

以上です。

○高木復興大臣 次に、土屋総務副大臣、お願いいたします。

○土屋総務副大臣 被災団体の人材確保のために高市大臣から全自治体の首長に所見を发出し、引き続き職員派遣の協力をお願いいたしました。

2点目として、被災団体の財源確保のために「復興・創生期間」の復興事業等にかかわる地方負担への震災復興特別交付税による財政措置を行いました。さらに、平成27年度国勢調査人口が被災によって大きく減少する団体がございます。これらの普通交付税の算定に当たっては、特例措置を講ずることといたしました。

今後とも、被災団体が実情に応じ、復旧・復興事業を着実に実施できるよう、万全を期する予定であります。

○高木復興大臣 次に、遠藤国务大臣、お願いいたします。

○遠藤国务大臣 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を復興五輪として、また2019年ラグビーワールドカップの開催などを通じ、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信していく所存であります。

大会を契機に、国際交流に取り組むホストタウンの第1次登録団体を1月末に公表し、福島県、宮城県からも4つの団体に登録をいただきました。復興の後押しとなるよう、こうした取り組みを増やしてまいります。

○高木復興大臣 次に、岩城法務大臣、お願いいたします。

○岩城法務大臣 この5年間、住宅再建・まちづくりのための被災地域に関する登記所備付地図の整備、被災に起因する人権問題や法的問題への対処のための人権相談の充実や法テラスにおける無料法律相談の実施等の取り組みを進めてまいりました。

今後も、引き続き、被災地の復興のために全力を尽くしてまいります。

○高木復興大臣 次に、加藤国务大臣、お願いいたします。

○加藤国务大臣 東日本大震災からの復興を力強く進めていくためには、女性の活躍が必要不可欠であります。第4次男女共同参画基本計画においても復興のあらゆる場、組織に女性の参画促進し、女性の視点を取り入れた復興体制を確立することを基本的な方向として位置づけております。

関係大臣と緊密に連携をとりまして、今後も被災地における女性の活躍の推進に努力してまいりたいと思います。

○高木復興大臣 それでは、御発言はここまでとさせていただきます。

次に、総理から御挨拶をいただきますが、ここでプレスを入れます。

(報道関係者入室)

○高木復興大臣 それでは、総理、お願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 明日で東日本大震災から丸5年となります。これに先立ち、後期5か年の「復興・創生期間」における復興の基本方針案を取りまとめることができました。新たな5か年は地震・津波被災地の復興の総仕上げ、福島の本格的な復興に向けてステージであります。この期間に必要なことは全てやり遂げるという強い決意のもと、切れ目のない被災者支援や住まいとまちの復興、生業の再生を進め、地方創生のモデルとなるような復興を実現していかなければなりません。

そこで、特に次の2点について指示いたします。

第1に、新たな5か年は風化と風評という2つの風との戦いであり、日々の地道な取り組みを通じて、国内外で被災地を支援する機運を高めていかなければなりません。

本年は、震災5年の節目として内外の注目が集まり、かつ、サミットの議長国でもあります。こうした機会を捉えた情報発信の強化の具体的な取り組みについて復興大臣を中心に検討していただきたいと思います。

第2に、復興は単なる復旧で終わらせてはならず、東北の未来を切り開いていくものでなければなりません。そのためにも、震災後大きく減ってしまった東北への観光客を回復させていきます。自然や歴史、食や温泉など魅力あふれる地域の資源を一層磨き上げ、世界中の人々を引きつける地域にしてまいります。

簡単な課題ではありませんが、関係大臣が地域と密接に連携し、既存の発想にとらわれない大胆な観光振興を練り上げてもらいたいと思います。

福島については、ふるさとに戻りたいと考える住民の方々が早期に帰還できるよう、居住制限区域、避難指示解除準備区域について、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除できるよう、関係大臣でよく連携し、環境整備に向けて取り組んでいただきたいと思っています。

福島第一原発の廃炉、汚染水対策は着実に前進してまいりました。厳しい環境の中で高い志を持ち続けた大勢の作業員の方々の献身的な働きの賜物であります。

廃炉作業は40年にも及ぶ長い道のりであります。引き続き安全で確実な廃炉に向けて、現場で懸命に作業を進めている皆様に敬意を表し、顕著な功績を上げられたチームを対象とした表彰制度を創設いたします。

政府としては、安全な廃炉の実現のため、これからも前面に立って取り組んでまいります。

改めて、閣僚全員が復興大臣であるとの意識を共有し、「復興・創生期間」においても

縦割りを排し、現場主義を徹底しながら、一日も早い被災地の復興に向けて取り組むよう指示いたします。

○高木復興大臣 ありがとうございました。報道関係者はここで退場お願いいたします。  
(報道関係者退室)

○高木復興大臣 それでは、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。